

最低賃金を

知っていますか？

なるほど！



法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

“キーワード”で読み解く最低賃金

今すぐチェック！
あなたの街の最低賃金

2017年 10月1日から **神奈川県**の
地域別最低賃金は

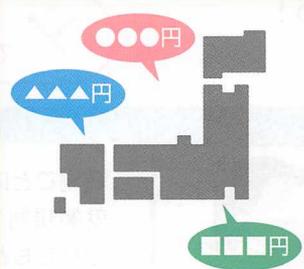
956 時給 円

深夜勤務の場合 **25%加算**
午後10時～午前5時に勤務する場合 **1,195** 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。

2017年
10月1日から



最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されています。

956 時給 円



会社にはこの額以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

派遣先



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

割増 いろいろ



例えば深夜勤務の場合には、割増賃金が適用されているか、要チェックです。

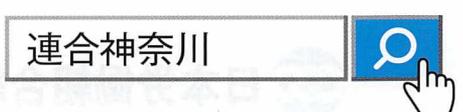
おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



いこうよ れんごう に
0120-154-052



日本労働組合総連合会神奈川県連合会(連合神奈川)
<http://www.rengo.or.jp/>



あなたの給料は、最低賃金を

クリアしていませんか？

以下を参考に、あなたの給料をチェックしてみましょう！

STEP 1

確認



給料のうち、対象となる項目を「確認」してみましょう！

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給＋諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象ではない

- ボーナス
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当

STEP 2

比較



1時間あたりの金額に変換し、実際に「比較」してみましょう！

時給の人 時給額 そのままでOK！

日給の人 日給額 ÷ 1日の所定労働時間

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

右の計算式で算出した金額と最低賃金額を比較します。

お勤め先に労働組合があれば...

- ▶ 組合から経営者に申し入れをしましょう。

労働組合がなければ...

- ▶ 連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。

自分の給料が最低賃金より低かったら、「相談」してみましょう！

お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金をクリアしているかな?」「おかしいかな?どうかな?」と思ったら

「なんでも労働相談ダイヤル」へ
お気軽にご相談ください！



いこうよれんごうに
0120-154-052



日本労働組合総連合会神奈川県連合会

連合神奈川



クラシノ
ソコアゲ
応援団！

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。